



通所リハビリテーションのご紹介

通所リハビリ 理学療法士
杉野 竜太

みなさん通所リハビリテーション(以下デイケア)という言葉をお聞きになられたことはございますか？デイケアとは介護保険サービスのひとつであり、「要支援1~2」あるいは「要介護1~5」の認定を受けられた方がご利用頂けます。要介護の認定条件は、基本的に65歳以上でなければいけません。40~64歳で特定疾病を抱えておられる方でも申請が可能です。認定を受けた方は、介護支援専門員(ケアマネージャー)がご本人やそのご家族と話し合い、必要なサービス内容を検討した“介護サービス計画書(ケアプラン)”を作成することでサービスを受けることができます。

当事業所でも、そのケアプランに沿って、ご利用者様が可能な限り居宅で自立したその人らしい日常生活を送ることができるよう、食事や入浴などの日常生活上の支援、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで提供させて頂いております。

ところで、デイケアと似た名称でデイサービス(通所介護)というサービスがありますが、両施設では何が違うのかという質問を受けることがよくあります。名称だけでなく、サービス内容も似ている為、区別がつかない方も多いようです。両者の違いを簡単に説明させて頂くと施設基準上でふたつあります。

まずひとつめは、デイケアは病院や診療所、介護老人保健施設併設であり、医師の配置が必須項目となっています。もうひとつは、デイサービスではリハビリ専門職でない機能訓練指導員による運動指導も可能とされていますが、デイケアでは事業所の医師の指示のもと理学療法士や作業療法士、言語聴覚士がその方に合わせたリハビリを提供することとなっています。従って、デイケアの方がより医療的ケアが充実し専門性に特出していると言えます。

しかし、近年では、デイサービスにおいてもリハビリ特化型の充実したサービスやリハビリ専門職を配置している事業所も増えてきており、デイケアよりも比較的安価にご利用頂けるというメリットもありますので、ケアマネージャーとご相談の上、ご自身の状態やニーズでその必要性に合わせたご選択をして頂ければと思います。

当事業所のご紹介としましては、病院併設である為、個別訓練を行う際には入院患者様と同様の設備を使用する専門的リハビリ提供が行えます。また、必要に応じ、言語聴覚士による嚥下機能評価やコミュニケーション障害に対する個別訓練を提供できることも大きな特徴ではないかと思っています。(次ページに続く)

理念

○私たちは、自分が受けた医療・看護・介護を提供します。

基本方針

- ・患者さまの権利と尊厳を大切に、心のこもった医療・看護・介護を提供します。
- ・根拠に基づいた説明のできる医療・看護・介護を実践します。
- ・全職種による安全で質の高いチーム医療を行います。
- ・急性期から在宅医療までを繋ぐ医療・看護・介護を提供します。
- ・地域連携に努め、地域包括ケアシステムの発展に貢献します。

宮崎医療センター病院

四季

題字 理事長自筆

春号

2024年 4月26日発行



宮崎医療センター病院
 宮崎市高松町2-16
 TEL:0985-26-2800
 FAX:0985-27-6811



★緩和ケア病棟★

緩和ケア病棟では毎月1回、レクレーションを行っています。写真は1月~3月に行ったレクリエーション活動の様子です。患者様の気分転換になるようにと毎月アイデアを練っています。私たちはがんの終末期患者様とそのご家族に対し、多職種協働で質の高い緩和ケアを目指して行きます。

★1月 正月書初め会★



1月は書き初めを行いました。書初めには院長も参加し、筆を執っていただきました。天を敬い、人を愛するという意味の「敬天愛人」を書きました。会の途中では童話語りが行われ、患者様とそのご家族様が思い思いに聞き入り、幼少時代の記憶を懐かしく感じられていました。

★2月 節分★

2月の行事は節分でした。会場には鬼が現れました。用意されていた豆を鬼に向かって投げて、今年一年がよい年となるよう願いました。会の終わりには、ひょっとこも登場し、今年も良いことが多く起こりそうな、そんな一年になるような元気のある踊りを披露していただきました。



★3月 ひな祭り★



3月はひな祭りを行いました。各テーブルに置かれている桜の花を見ながら歌を歌ったり、ハンドベル部による演奏を聴きながら、待ち遠しい春を思いながら楽しく過ごしました。今回は初めて改修後の病棟での開催でしたが、いつものホール会場とは違って、より一層患者様とそのご家族様と近くで触れ合えたレクリエーションでした。

患者様の権利

- ・患者様は、良質な医療サービスを平等に受ける権利があります。
- ・患者様は、人格・意思が尊重され、人間としての尊厳を守られる権利があります。
- ・患者様は、自分自身の診療に関する情報の提供を受ける権利があります。また、他の医療機関の医師の意見(セカンドオピニオン)を求める権利があります。
- ・患者様は、医療従事者から説明を受けた後に、提案された診療計画などを決定する権利があります。
- ・患者様は、プライバシーを尊重される権利があります。

【患者の皆様へのお願い】

良質な医療を実現するために、医師をはじめとする医療提供者に対し、ご自身の健康に関する情報をできるだけ正確に提供して下さいようお願い致します。

宮崎医療センター病院

★避難訓練★

2024年2月28日に当院で避難訓練を実施しました。有事の際、どのように行動すれば効率よく安全に活動できるのか、問題点はないのかといったディスカッションを行いながらシミュレーションを重ねました。

館内放送、消防署への通報訓練の様子です。初動体制をいかに整えるかが被害を抑える重要課題ともいえるため、緊張が走ります。

一斉放送することにより、各病棟の放送設備に故障がないかどうかチェックすることも重要な課題の一つでもあります。



消火設備、消火器の説明の様子と、実際の放水作業を体験した様子です。日頃から消火設備に触れる機会がないため、参加者の各々が真剣に説明を聞いていました。放水時は水圧が強く、しっかり持っていないと消火目標物に当てるのが難しくなってしまいます。



日頃からベッド上で生活することが多い患者様を想定した、避難訓練の様子です。非常階段を使った運搬訓練では、シーツの持ち方・人員配置を誤ると体力的に運搬作業が厳しくなるという発見がありました。運搬される側も、シーツの持ち方が不安定だと、緊張と不安を感じるという発見もありました。

今回の訓練では、設備の説明・使用方法といった基本的なことを中心に行いました。しかしながら災害というものはいつとも突然発生します。ここ数年、宮崎も地震や台風といった災害が頻発しています。どうすればもっと被害を最小に抑えられるのか、地域医療としてどう動かなければならないのか、もっと学ぶ必要があると思います。この訓練で学んだことをきっかけに、職員一人ひとりが防災意識を高めて欲しいと感じました。

また、看護師を基準以上の3名を配置することで、ご利用様の体調面の不安等に手厚く対応できるよう努めております。

おかげさまで、10月現在、総勢50名以上の方にご利用頂き、東西は宮崎港～阿波ヶ原付近から生目台、南北は本郷北方から平和台のエリアと広域からお越し頂いております。年齢層も50代～90代と幅広く、100歳を超える方もいらっしゃいます。

団塊世代が75歳以上の後期高齢者となることで起こる2025年問題も間近に控え、在宅生活を継続できるようデイケアの重要性も高まっていくのではないかと感じており、当事業所でも様々な問題に対応出来るよう介護体制の強化、サービスの質向上に取り組み、ご利用様が健康で安全に在宅生活が継続できるお手伝いができればと思っております。もし、このエリア以外の地域にお住まいの方や、今までに介護サービスを利用したことがなくデイケアの仕組みがよく分からないという方、ご近所にお住まいの方でなにか困られている方がいらっしゃいましたら、お気軽にご相談ください。

★通所リハビリ★

通所リハビリでは、月ごとに花紙等で利用者様と一緒に作品を作っています。毎月、通所リハビリ室内に飾られています。季節ごとに様々な工夫を凝らして、季節を感じられるようにしております。



通所リハビリテーション事業所では、要支援1から要介護5の認定を受けられた方々が利用しています。興味のある方は近くの地域包括支援センター、または担当ケアマネージャーにご相談ください。

★新入職者・中途入職者集合研修★

2024年4月1日(月)に新入職者・中途入職者集合教育研修を実施しました。参加者は33名で、そのうち15名が新卒者でした。研修内容は、宮崎医療センター病院で勤務するために必要な基本事項・医療安全・防災保安管理・接遇マナー等について実施しました。病院長からは医療人または社会人としての基本や心構えについて、訓示がありました。入職された皆様の今後の活躍を期待して

